

# 令和6年度 第4回豊明市子ども・子育て会議 議事録

令和7年2月27日（木）  
午後3時00分～午後4時25分  
豊明市保健センター3階 講義室

## 【出席委員（敬称略）】

鈴木裕子、加藤雪絵、岩井千晶、森本美保子、澁谷友木子、石原正枝、岡裕香、笠原尚志、  
外山美香、岩月了菜（計10名）

## 【欠席委員（敬称略）】

漢人直之、本田敏倫、岡元洋子、八本晋好（計4名）

## 【事務局】

（健康福祉部長）中村泰正  
（こども保育課）小川正寿、柴田美由紀、田口貴大  
（学校教育課）森田愛  
（子育て支援課）松村清子、倉品知史、横井友香

## 【議事】

（事務局）

定刻になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまより令和6年度第4回豊明市子ども・子育て会議を開催いたします。本日の委員の出席状況についてご報告いたします。委員14名のうち10名の委員にご出席いただいております。過半数の出席がございますので、会議は成立いたします。なお、この会議は公開等に関する取扱要領に基づき公開することとなっておりますが、本日の傍聴人はいらっしゃらないことをご報告いたします。

それでは、はじめに鈴木会長よりご挨拶をお願いします。

（会長）

昨日までは冷蔵庫にいるような寒さでしたが、今日は急に暖かくなりましたね。タイへ視察に行っている人とオンラインで打ち合わせをした際に、日本の夏よりタイの方が涼しくて過ごしやすいのので異常気象だという話になりました。

先日こども家庭庁の人とのやり取りをした際に、「1日に1回、『こどもまんなか』と叫んでください。そして社会に浸透させてください。みんなで大切にしていましょう。」と

言っていました。高校の無償化についても今話されていて、個人的には良いことだと思います。しかし、保育者も教育者も足りない状態で、保育者や教育者としての質も上げていかないと教育の質が下がってしまう。今後子どもの数が減ってしまうので、子どもをまんなかに置き、質の高い教育ができるように考えていかなければならないと思います。今日は1年間話し合ってきました第3期子ども・子育て支援事業計画のまとめとなりますので、皆様ご意見をお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは議事に入らせていただきます。以降の進行につきましては鈴木会長をお願いします。

(会長)

それでは次第に沿って進めて参ります。議題(1)「第3期豊明市子ども・子育て支援事業計画について」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料1「第3期豊明市子ども・子育て支援事業計画(案)」(以下第3期計画)及び資料2「第3期豊明市子ども・子育て支援事業計画概要版」(以下概要版)、資料3「パブリックコメントに対する意見とそれに対する市の考え」(以下パブリックコメントの回答案)に基づき概要を説明>

・第3期計画について本会議と今後予定されている内部会議での指摘を踏まえた修正等については、事務局に一任していただきたい。

・パブリックコメントの回答案についてご意見があれば伺いたい。可決されたらホームページにて公開する予定。

(会長)

ありがとうございました。

第3期計画について前回の会議で様々なご意見をいただきましたので、事務局で修正や変更をしています。第3期計画はホームページで公開され、来年度から事業を実際に行っていく段階となります。ご確認いただき、誤りや問題点がございましたらご意見をいただくとありがたいです。ただ、ご意見についての修正等は事務局へ一任することになります。前回の会議で指摘した点がどのように反映されているかも含めてご確認をお願いします。

変更された大きな点は、33ページの基本目標1「子どもの権利が尊重され、心豊かな子どもが育まれる」の成果指標が追加されています。前回の会議でも、子どもの権利を尊重していないというよりは、子どもの権利について啓蒙することが必要な段階とご意見がありました。そこで、「子どもの権利条約」や「こども基本法」の理解を広めていくために、

36 ページ「子どもの権利条例の制定」を豊明市独自事業として追加されました。ユニセフやWHO等も言っているように、子どもの権利である子どもとして「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を啓蒙していく事業ですね。また、65 ページの地図をもう少し見やすくしてほしい、施設がどこにあるか分かるようにしてほしいとご意見もありました。完成版は綺麗に見えるようになると思います。

資料3パブリックコメントの回答案については、可決されたらホームページで公開するというところでよろしいでしょうか。

(事務局)

その通りです。パブリックコメントで頂いたご意見は第3期計画の大きなカテゴリで包括されている部分があります。「1 子ども達の居場所の確保について」は38ページ「児童館管理運営事業」で児童館についての掲載しております。地域塾については、分かりにくい表現ではありますが39ページ「地域共生社会推進事業」に含まれており、共生社会課で地域一括交付金を交付しています。「3 公園の日除け設置について」は、61ページ「公園の管理」にまとめさせていただいています。ご理解いただければありがたいです。

(委員)

パブリックコメントの回答案について、「1 子ども達の居場所の確保について」の豊明市の考え・対応に記載されている「ご意見のとおり、子供たちにとって」の「とって」は無い方が良いのではないですか。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

概要版はどのくらいの人にどのような手段で公開されますか。実際に子育てをしている人達に伝わるようにしないと意味がないと思います。

(事務局)

ホームページや子育て支援課で利用している「子育てアプリ」に掲載します。また、子育て支援に係る施設に置かせてもらうことを考えております。他にもご提案やご意見があれば、教えていただくとありがたいです。

(会長)

施設には紙媒体で置かれますか。

(事務局)

紙媒体で考えています。

(委員)

例えばですが、参考資料にあるような児童館の案内は小学校での掲示や子どもに配る等の予定はありますか。

(事務局)

現在検討中です。

(委員)

北部児童館では対象地域の小学校に児童館だよりを届けてくださっています。児童館だよりに利用時間が変わることを載せてあれば、子ども達も見er機会があると思います。先程「子育てアプリ」の話がありましたが、どのぐらいの人がダウンロードしているのか気になります。若い世代はアプリを利用するかもしれないですが、より幅広い世代の多くの市民が見ている広報にも掲載してもらおうと良いと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

小中学校では、「eメッセージ」というアプリで学校から連絡が来ます。中学校からは学校教育課等が発行しているものも多数送られてきます。保護者にも伝わりやすく時間等も気にせず見られるので良いと思います。

(事務局)

「eメッセージ」で案内しているものは各学校の教頭先生に依頼しているものと、教育委員会から案内しているものがありますのでまた検討させていただきます。

「子育てアプリ」は、昨日 1768 人が登録していることを確認しました。乳幼児の保護者が多く、小中学生の保護者は 200~300 人くらい登録しています。ご提案いただいたように教育委員会にご協力頂けたらより周知できると思います。ありがとうございます。広報につきましては、3月号に児童館の情報と一緒に時間変更について掲載しておりますのでご覧ください。また、「子どもの権利」の啓発として、こどもの日がある5月号から毎月掲載する計画を立てております。ご覧いただき、またご意見をいただけるとありがたいです。

(会長)

どこから情報収集するのか、年々変わってきています。紙媒体では見ない人もいますし、

紙媒体でないと見ない人もいて多様化していますね。児童館の利用時間については、子どもが知る必要はありませんか。大きくなってくると子どもは自分で児童館へ行きますよね。子どもにも周知する必要があると思います。

(事務局)

北部児童館以外の指定管理者も学校と連携して情報発信をしてくださっています。子どもに伝わるように指定管理者と調整していきます。

(委員)

53 ページ「特別児童扶養手当」の内容に、「身体や精神に障がいのある」と記載されていますが、「精神」の中に「知的」も含まれているのですか。

(事務局)

「知的」を追記いたします。

(会長)

決まっている文言に沿って修正した方がいいですね。身体、知的、精神の3つを記載していただくよう修正してください。第3期計画は膨大な量ですから、何度見ても指摘点が出てくることもあるかもしれないですね。

(委員)

参考のためにお聞きしますが、37 ページ「子どもの意見を聴く場・機会の確保」にある「市長と話そう会」ではどのような話をされるのですか。

(事務局)

通学路が暗い等、子どもが日常生活の中で感じていることを話されます。必要なことは市としても予算化して対応しています。

(委員)

子どもは積極的に話しますか。

(事務局)

生徒会の子どもが集まって、1人ずつ市長に提案をしています。結構意見が出ますので1時間くらい話されます。

(会長)

「市長と話そう会」を小学校でも実施していくというのが、追加されたところですね。

(事務局)

小学生の子どもから希望があれば実施したいと考えています。

(委員)

53 ページ「特別児童扶養手当」は、支給要件に障がいの等級が関係しますよね。内容を読むと身体・知的・精神に障がいがあれば全員がもらえるように思えます。要件を細かく書かなくてもいいですか。

(事務局)

支給要件がありますので、障がいがあれば必ずもらえる手当ではありません。誤解をされないように支給要件についても追記したいと思います。

(会長)

支給要件に収入は関係ありませんか。

(事務局)

あります。

(会長)

収入も関係ありますよね。内容に「支給します。」と記載されているので、今受給できない人も受給できるように変わったように読めてしまうので、追記が必要だと思います。

(事務局)

第3期計画では全体的に細かい説明は記載されておりませんので、全ての事業に細かい説明が必要となってしまいます。

(会長)

「特別児童扶養手当」に限らず、全ての事業に「ただし」と要件がつくということですね。

(事務局)

54 ページのひとり親家庭を対象とした「児童扶養手当」には所得制限の記載がありますので、「特別児童扶養手当」でも誤解の無いように修正していきます。

(会長)

明らかに誤解を受けると思われる箇所が無いように、全体的にもう一度確認をしていただ

きたいと思います。

(事務局)

全体的に再度確認いたします。

(会長)

第3期計画は見れば見るほど気になってくると思います。最初に申し上げましたが、ご意見に関しての修正等は事務局に一任し、適宜修正していただきたいと思います。大きく変える必要のあるところがなければ、第3期計画についてご承認いただきたいと思います。本会議としては第3期計画についてご承認いただくということでよろしいでしょうか。ご承認いただける方は拍手をお願いします。

～一同拍手～

(会長)

ありがとうございます。賛成多数ということで可決いたします。その他にご連絡等ありましたらお願いいたします。

(事務局)

事務局より3点、ご報告させていただきます。

1点目は参考資料1について、こども保育課からの報告となります。

<参考資料1「こども保育課からの報告事項」に基づき概要を説明>

(会長)

ありがとうございます。何か質問等ございますか。人数の内訳の変更なので、実態と大きく変わらないと思います。

(委員)

豊明幼稚園の1号の人数が、3歳75名、4歳・5歳が55名と減っていくのは、75名受け入れた後に次年度以降減らすということですか。

(事務局)

3歳児の75名のうち、20名は満3歳児クラスとなります。3歳になる前の人数を追加しておりますので、ずれが生じています。

(会長)

年少クラスとしては55名だけど、1年間通して満3歳が増えて75名になるということで

すね。

(事務局)

進級できない状態にはならないです。

(会長)

ありがとうございます。豊明市で0歳児、1歳児の待機児童はいますか。

(事務局)

国の基準である待機児童はおりません。潜在的待機児童はまだいます。

(会長)

そうですね。利用定員を減らしても、2号3号の利用定員を増やすと保育者がたくさん必要になる問題が出てきて、なかなかの難問だと思います。それこそ潜在している保育士を掘り起こさないといけない状態です。ありがとうございます。

(事務局)

2点目は参考資料2について、子育て支援課からの報告となります。

<参考資料2に基づき、令和7年度からの児童館の変更点について概要を説明>

(委員)

中央児童館とひまわり児童館は、図書館と同じように月曜日が祝日の場合は開館して火曜日が休館日となりますか。

(事務局)

その通りです。

(委員)

図書館の営業日が分かっている人は理解できますが、知らない人は月曜日が祝日の場合1週間すべて開館すると思う人がいると思います。割と最近月曜日の祝日が多いので気になりました。

(委員)

北部児童館の中高生タイムについて午後6時から午後8時までと記載されていますが、中高生タイムの時に児童館は閉まりますか。それとも午後8時まで開館しますか。

(事務局)



児童館としての開館は午後6時までになります。午後6時から利用できるのは中高生だけになります。

(委員)

1度児童館を閉めて、また開けるということですか。

(事務局)

実際に閉めるかは分かりませんが、小学生は午後6時までしか利用できません。

(委員)

中高生は午後6時より前でも利用できますか。

(事務局)

中高生は朝からも利用していただけます。

(委員)

中高生は学校が終わった後に児童館へ行っても、午後6時に帰されない日があるということですか。

(事務局)

その通りです。

(会長)

児童館の開館時間を午後8時までにはしないのですか。

(事務局)

児童館としての開館時間は午後6時までとなります。午後6時から、児童館で行っている中高生タイムになり、児童館の機能とは変わってきます。

(会長)

管理するのは日本保育サービスですか。

(事務局)

管理は児童館の指定管理者ですので、日本保育サービスの職員が管理します。児童館として運営するには職員等の規定がありますので、児童館としては午後6時までとなります。中高生タイムでは利用者の人数によって職員の配置等工夫していく必要があるので検討中です。

(会長)

中高生は朝から利用しても閉館時間に帰されることはないけれど、小学生は閉館時間に帰さないといけないということですね。

(委員)

参考資料では分かりにくいので、中高生向けに別の案内をする方がいいですね。「中高生タイム」を知らない子がいると思うので、開催日を分かりやすくして勉強してもいいとか伝えた方が親切だと思います。

(事務局)

ありがとうございます。指定管理者とも相談して検討していきます。

(会長)

「中高生タイム」というのは勉強をする場所ですか。遊んでもいいし、いるだけでもいいですか。

(事務局)

勉強してもらってもいいですし、遊んでもらってもいいです。職員と一緒に考えて何かしてもらってもいいです。

(会長)

イベントがある訳ではないのですね。何かイベントがあるから行くのではなく、居場所として利用していいということですね。

(事務局)

基本的には居場所として利用してもらうことを考えています。指定管理者がいろいろと考えていると思いますので、今後イベントも開催するかもしれないです。都度周知いくことを考えています。

(会長)

「中高生タイム」を北部児童館だけで行う理由は場所の問題ですか。他の児童館で要望が来ても場所として難しいですか。

(事務局)

北部児童館がある沓掛中学校のエリアは、カラットや南部公民館が遠い地区になります。北部児童館は児童クラブもなく、場所の問題がないのでモデル的にスタートしたいと考え

ています。

(委員)

ひまわり児童館の一時預かり事業について、開始時期等を公開していないのですか。

(事務局)

まだ公開していません。児童館の指定管理者が4月に変わるので、4月から本格的な周知を開始し、4月中旬以降に実際に受け入れを開始する予定となります。3月まではまだ周知ができない状況になっています。

(委員)

小さい子向けの事業なので、子育てアプリ等で周知しないと利用者には伝わらないと思います。

(会長)

幼稚園等で一時預かり事業をしていますか。

(事務局)

幼稚園では預かり保育を行っていますが、在籍する園児以外は利用できません。保育園での一時預かり事業は、冠婚葬祭等やリフレッシュが必要な際に利用できます。給食が提供できるため、1日預ける人向けになります。ひまわり児童館では給食の提供がありませんので、半日単位等短い時間での一時預かり事業を予定しています。保護者が美容院に行く等のリラックスしてもらう時間で利用していただくことを考えています。

(会長)

ひまわり児童館の一時預かり事業は、3歳未満で未就園児が対象となりますか。

(事務局)

第3期計画73ページに記載してありますが、ひまわり児童館で予定している一時預かり事業はこども誰でも通園制度への移行を考えています。こども誰でも通園制度に合わせて、対象年齢や利用条件等厳しくなるかもしれません。

(会長)

こども誰でも通園制度をひまわり児童館で行う可能性があるということですか。

(事務局)

その通りです。こども誰でも通園制度は現在試行的に始められており、令和7年度は制度

化して行われます。令和8年度から本格実施になる予定です。

3点目、事務局からの連絡となります。本日の議事録につきましては、ホームページで公開させていただきますのでご了承ください。なお、次回の開催は来年度を予定させていただいております。また改めてご案内させていただきます。

(会長)

以上で本日の議事はすべて終了となります。議事進行を事務局にお返しします。

(事務局)

長時間にわたり、貴重なご意見を誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第4回子ども・子育て会議を終了します。ありがとうございました。